小牧市国民保護計画の一部変更新旧対照表

頁	変更後	変更前	変更理由
第 3 編 第 4 章 第 2 (P44 ~P46)	3 避難住民の誘導 (1)~(6) (略) (7) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難 大規模集客施設や旅客輸送施設についても、市は施 設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等 に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実 施できるよう必要な対策をとる。 (8)~(14) (略)	3 避難住民の誘導 (1)~(6) (略) (7)~(13) (略)	基本指針の変 更に伴う変更 ((7)の追加)